

# 一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター

## 謝金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人多摩区ソーシャルデザインセンター（以下「この法人」という。）が支払う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (謝金支払いの対象)

第2条 謝金支払いの対象は、代表理事又は理事が当団体の業務遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したもので、ボランティア謝金及び交通費、宿泊費、その他とする。

### (謝金の金額)

第3条 第2条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、金額については所要時間、サポート内容などにより増減額することがある。

内容	日額	備考
ボランティア謝金	500円～5,000円	所要時間、内容による
その他の謝金	その都度協議し決定する	

### (交通費及び宿泊費等の支給)

第4条 第2条に定める謝金対象者には、第3条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等を以下に基準により支給する。

自家用車利用の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>日額 300円～3000円(距離による) ただし、特段の事情によりこれに依りがたい場合は、事務局が承認したものに限り、実費相当額を限度とすることができるものとする。その場合はガソリン代として1kmあたり37円を用いて計算する。</li><li>利用区間内の高速道路料金</li><li>駐車料金</li></ul>
鉄道、バス等の公共交通機関利用の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>利用区間内の乗車券</li><li>利用区間内の一般指定席特急券</li></ul>
飛行機を利用する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>利用区間内のエコノミークラス搭乗券</li></ul>
宿泊料	<ul style="list-style-type: none"><li>宿泊実費とし上限は1泊13,000円 特段</li></ul>

	の事情によりこれに依りがたい場合は、 事務-1-局が承認したものに限り、 18,000円を限度とすることができるも のとする
--	---

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、全体会による。

附則

この規程は、令和7年10月3日から施行する